

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第312号)

平成16年7月5日

横情審答申第312号

平成16年7月5日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年5月30日建宅指第121号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「宅地造成に関する工事の一部完了検査済証（第52規1134号）12 - 5（右
2つの階段の完成時期を示すもの）」の開示決定に対する異議申立てについ
ての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「宅地造成に関する工事の一部完了検査済証（第52規1134号）12 - 5（右2つの階段の完成時期を示すもの）」を特定し、開示した決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「右2つの階段の完成時期を示すもの」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成14年8月12日付で「宅地造成に関する工事の一部完了検査済証（第52規1134号）12 - 5（右2つの階段の完成時期を示すもの）」（以下「本件申立文書」という。）を特定して行った開示決定の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し本件申立文書を特定した理由は、次のように要約される。

- (1) 本件開示請求書の行政文書の名称欄に記載のある「右2つの階段の完成時期を示すもの」との文言のうち、「右2つの階段」とは、同欄に記載のある「京塚橋歩道橋」の2つの階段と解した。同歩道橋は、港北ニュータウン内、都市基盤整備公団（旧住宅・都市整備公団、旧日本住宅公団。以下「公団」という。）により宅地造成が行われた区域に所在している。この宅地造成区域は、工区を分割し、段階的に宅地造成が行われていることから、同歩道橋を含む宅地造成工事の完了検査工区が「荏田12-5」であることを確認した。宅地造成の完了検査は、完了検査工区内の道路、公園等の公共施設も含め検査の対象としていることから、「完成時期を示すもの」として、当該工区の完了検査の年月日について記載のある「宅地造成工事の一部完了検査済証」を開示している。
- (2) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、「求めているものは道路の竣工図書であり」、「要求している文書は道路工事完了検査に係わる図書であり」と主張している。しかしながら、開示請求書にはこのような文言は記載されてはなく、本市は「完成時期を示すもの」との記載に基づき、「工事一部完了検査年月日」の記載がある行政文書を開示したものである。
- (3) 申立人が言及している、道路工事完了検査にかかわる図書については、これに該当する行政文書である「京塚歩道橋の階段の竣工検査図書一式」は、平成9

年4月の港北ニュータウン建設事務所の廃止に伴い、当該文書を誤って廃棄しているため、平成14年9月11日都北開第126号により非開示決定し、申立人に対し通知した経緯がある。

4 申立人の意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 当該文書を正しく特定して開示するよう求める。
- (2) 今回開示されたものは、当該文書ではない。申立人が求めているものは、道路（歩道橋）の竣工関係図書であり、このような「宅地造成工事の完了検査済証」ではない。すなわち、今回交付された「宅地造成工事の完了検査済証」とは、その区域全部の宅地・上水道・下水道・消火栓・公園・道路等の全てが完成したときに交付されるものであり、道路（歩道橋・階段）の完成時期とは必ずしも一致しない（なお、「宅地造成工事の完了検査済証」とは、合同検査で交付されるものであり、当該道路の完成時期とは2年ほど遅れていることも確認されている。）。
- (3) 港北ニュータウンにおいては、道路工事完了検査、下水完了検査、宅造完了確認、合同検査等が横浜市によって実施されている。このうち、申立人が要求している文書は、道路工事完了検査にかかわる図書であり、合同検査ではない。

5 審査会の判断

(1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、公団施行の土地区画整理事業であり、宅地造成工事についても公団が施行している。

港北ニュータウン（第二地区）宅地造成工事は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「宅造法」という。）に基づき昭和53年9月30日第52規1134号で横浜市と公団との間で協議が成立している。当該宅地造成工事は、宅地造成の対象区域を複数の工区に分けて段階的に行われており、工区ごとの工事が完了した場合には、工事の一部完了検査が行われている。

なお、宅地造成に伴う道路工事は、宅地造成工事の一部として取り扱われている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、実施機関から公団港北開発局長あてに交付した宅地造成に関する工事の一部完了検査済証（12 - 5）の写しであり、「荇田 12 - 5」工区が平成3年2月1日に工事一部完了検査を受けたことが記録されている。

(3) 文書特定について

ア 実施機関は、京塚橋に附帯する2つの階段（以下「本件階段」という。）を含む工区が「荇田12 - 5」であることから、当該工区の一部完了検査済証を開示したとしている。

イ 宅地造成工事は、工事が完了した場合は、宅造法の規定に基づき工事完了の検査を受けなければならないこととされている。本件階段は、港北ニュータウン宅地造成工事として工事が行われているので、宅造法に基づく工事完了の検査を受けたときが、本件階段が完成したときであると判断される。

本件階段が含まれる工区が「荇田12 - 5」であることは、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第311号（諮問第382号）において判断したとおり、実施機関が平成13年12月17日建宅指第674号により申立人に開示した図面により確認できる。

また、本件申立文書には、「荇田12 - 5」工区の宅造法に基づく工事一部完了検査が平成3年2月1日に行われたことが記録されている。したがって、本件申立文書は、本件階段の完成時期を示す文書であると認められる。

エ これに対し、申立人は、申立人が求めているものは京塚橋の竣工関係図書であり、宅地造成工事の一部完了検査済証ではないと主張している。しかし、開示請求書には「右2つの階段の完成時期を示すもの」と記載されていることから、宅地造成工事の一部完了検査済証が本件請求の対象文書であると実施機関が判断したことは妥当である。

オ なお、本件階段の竣工検査図書一式については、平成14年9月11日都北開第126号により平成9年4月に廃棄済みのため不存在である旨、申立人に非開示決定されていることが認められた。

カ このように、本件申立文書は、本件階段の完成時期を示す文書であると判断され、本件請求の対象行政文書であると認められる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件請求に対し、本件申立文書を特定し、開示した決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年5月30日	・ 諮問書及び処分理由説明書を受理
平成15年6月20日 (第14回第一部会) 平成15年6月27日 (第14回第二部会)	・ 諮問の報告
平成16年3月19日 (第284回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成16年5月14日 (第35回第二部会)	・ 審議
平成16年6月11日 (第37回第二部会)	・ 審議